

緑小学校における「いじめの防止」

いじめ防止対策推進法の施行により、本校の実情に応じた「いじめ防止」の基本的な方針を策定しています。
「いじめは、どこにでも生じる・生じている可能性がある」と捉え、その未然防止、早期発見に努めましょう。

いじめの定義

- ・「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの禁止

- ・児童等は、いじめを行ってはならない。
- ・いかなる者も、いじめの防止に努めるとともに、いじめを放置してはならない。
- ・「いじめSTOP」と「体罰0」の徹底！

保護者の責務

◆ 第一義的責任 ◆

- 規範意識を養う
- 家族団らんと見守り
一緒に食事、対話
観察：表情、衣服、持ち物
- いじめへの対処

学校及び教職員の責務

◆ 指導・連携の要 ◆

- いじめの防止、早期発見
分かる授業、規律ある授業、心に響く道徳
「いじめストップ8条の憲法」の実践
定期相談、アンケート調査、双方向情報発信
- いじめへの適切かつ迅速な対処

本校関係者の責務

◆ できる限りの協力 ◆

- 教育活動への参加
- 積極的な見守り活動
- スポ少における
・人格形成重視の指導
・保護者間の連携
- いじめへの対処

連携

情報

連携

情報

いじめの対応

- ❖ いじめの事実を隠ぺいしてはならない。
- ❖ いじめを受けた児童等を徹底して守り通さなければならない。

緑公民館

城辺中学校

緑保育所・愛南幼稚園等

緑小いじめの防止等対策委員会

構成 校長、学校運営協議会委員、PTA副会長、
関係教職員、愛南町子ども支援センター代表

- 定期：いじめ防止対策の策定及び推進
- 臨時：重大事態発生時の対応

愛南町教育委員会

愛南警察署

※重大事態への措置

- 児童の生命、身体または財産を最優先で守る。
- 愛南町教育委員会に報告・相談のうえ、愛南警察署に通報し、適切に援助を求める。
- 緑小いじめの防止等対策委員会による状況確認、対応策検討を行う。
質問紙等による状況の再調査、関係児童・保護者へ適切な支援、指導・助言、懲戒、出席停止制度の適切な運用
- 専門的な知識及び経験を有する者の意見を踏まえた立て直し、いじめ再発防止措置の構築を進める。



緑地域の住民の皆さんは、本校関係者になります。児童の健全育成と情報提供に御協力ください。